

現 場 説 明 書

- ・ 工 事 名 みゆきこども園 改修工事
- ・ 工事場所 島根県安来市安来町924-1、924-3、925-1、921-8一部
- ・ 設計図書 島根県出雲市高岡町 5 1 1 - 1
配布場所 (株)中林建築設計事務所 2 F
- ・ 配布日時 令和 8 年 8 月 2 8 日 (金) 1 2 : 0 0 ~
 令和 8 年 8 月 3 1 日 (月) 1 7 : 0 0 迄
 (土日を除く)

説 明 概 要

1. 発注者

住 所 島根県安来市安来町 8 9 9 番地 1
発注者名 社会福祉法人 せんだん会
代 表 者 理 事 長 杉 原 建

2. 設計監理

会 社 名 株式会社 中林建築設計事務所
代 表 者 代表取締役社長 中 林 直 文

3. 設計図書

- a. 設 計 図 (特記仕様書を含む)
 みゆきこども園 改修工事 一式 1 部

4. 現場説明

説明事項

5. 標準仕様書（優先順位①②③④の順とする）

- ① 現場説明
- ② 特記仕様書
- ③ 設計図
- ④ 標準仕様書（令和 7 年度版）

6. 工事範囲

設計図書並びに現場説明とし本工事に必要な試運転動力、使用水なども本工事の範囲とする。また引渡までの電力・水などの使用料金は請負者の負担とする。

7. 工 期

工事着手（予定） 令和 8 年 9 月 1 5 日

完成（予定） 令和 9 年 3 月 3 1 日

8. 見積項目

みゆきこども園 改修工事 一式

9. 入 札

（１）入札日時 令和 8 年 9 月 1 4 日 （月） 1 0 : 0 0

※入札日時は延期になる場合があります。

延期の際は事前に変更日時をご連絡します。

（２）入札場所 島根県安来市安来町 9 7 0 - 1

社会福祉法人せんだん会 ふれあいホール

（３）入札宛名 社会福祉法人せんだん会

理 事 長 杉 原 建

（４）最低制限価格は設定する。

（５）請負契約後物価の変動その他の事由により、値上がりが生じても、契約金の増額は認めない。

（６）入札の効力 入札条件に違反した入札は、無効とする。

（７）保証金 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

（８）この契約のよる債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。この保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の 1 0 分の 1 以上としなければならない。

（９）落札決定 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該 10% に相当する額を除いた金額とすること。

10. 質疑応答

（１）すべてメールにて行う。

口頭または電話による質問は受理しない。

（２）質疑書は指定様式とし、質疑には通し番号をつける。質疑がない場合もその旨提出すること。

(3) 質疑書提出・回答書交付は下記による。

a 質疑書

提出日 令和 8 年 9 月 3 日 (木) 12:00 迄に到着

提出先 株式会社 中林建築設計事務所 担当: 渡部

E-mail s-watanabe@nakaizum.com

TEL (0853) 21-4329

FAX (0853) 24-2731

b 回答書

交付日時 令和 8 年 9 月 4 日 (金) 17:00 迄に回答

交付方法 メールにて回答 ※尚、原本は入札時に提出のこと。
質疑が無い場合でもその旨質疑書に記載し提出すること。

11. 契 約

a 契約は 社会福祉法人 せんだん会 経理規程、及び民間(旧四会)連合協定「工事請負約款」等の定めるところによる。ただし、支払い条件は特記による。

b 損害保険

請負代金の支払を受けようとするときは、下記事項による火災保険に加入し、請求書に契約証書または領収証書を添えて施主に提出する。

(イ) 保険金額は出来高以上とする。

(ロ) 契約期間は、竣工期間より45日以上延長した期間とする。

(ハ) 契約者は請負人とし、受取人は 社会福祉法人 せんだん会
理事長 杉原 建とする。

c 工事保証

建物引渡2年以内(特に指定あるものを除く)において、工事施工上の問題が原因となって生じたと認められる損害は、請負者の負担において迅速丁寧に復旧しなければならない。ただし、下記に掲げる条項を追加する。

(1) 保証期間

イ. 建物全般 2 年

(但し、故意又は重大瑕疵の場合は10年とする。)

ロ. シート防水 10 年

ハ. 屋根、壁の防水 10 年

ニ. 雨とい 5 年

(2) 工事保証の調査

建物引渡後1年及び2年を経過した後に、契約当事者立ち会いのうえ、工事保証の調査を行い、必要があれば無償で保証する。

d 支払い条件

前払い金	なし
中間払い	なし
完成引渡後	全額支払い

12. 技術関係

(1) 監理技術者は、下記の資格を有するものとする。

・ 1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士 1 名

~~(2) 監理技術者のほか、下記の専任技術者を置かねばならない。~~

~~・ 1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士 1 名~~

(3) 施工図の作成

施工図、原寸図及び納まり図等施工に必要な図面は、監督員の指示により作成し承諾を受けること。

(4) 労働災害の防止

工事現場の安全衛生管理に当たっては、建築基準法、労働安全衛生法及び労働基準法等関連法令に従い、施工管理とともに労働災害防止に努めなければならない。

(5) 施工に当り現場付近の道路、樹木、工作物等に損害を与えた場合は、請負者の負担によって早急に復旧しなければならない。

(6) 工事現場を表示する看板を設置する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け設置しなければならない。

(7) 請負者は、元請、下請け関係については建設業法その他関係諸法令に従いその適正化、合理化に努めなければならない。

(8) 下請負人を定めたときは、下請負人の商号又は名称、代表者氏名、営業所所在地建設業許可番号、下請負に付する範囲を記載した「下請負人届」を提出しなければならない。

(9) 仮設便所は必ず設置し、清潔に保つこと。

(10) 給水引込み工事の際には市道の交通及び近隣に支障が無い様、関係各庁及び施主・監理者と施工前に十分協議の上、施工を行うこと。必要に応じ近隣に周知を行うこと。

(11) 施工は近隣への安全、利便性を考慮し、必要に応じ仮囲い等を設置し、施工のこと。尚、施工前に施主及び監理者と十分協議の上決定する。

(12) 本工事は工期が限られているため、極力早めに施工図・承認図等を提出し、承認後速やかに発注を行うこと。尚、施工図・承認図等は、監理者に提出し、承認を得るまで 10 日程度を見込んでおくこと。

(13) 工程会議は、月に最低 2 回は行うこと。

13. 官公庁その他への手続き

~~（１）建築確認申請書の作成手続は設計者で行う。~~

- （２）工事施工に必要な諸手続き、仮設電力、上水等の引込み手続き、道路その他
他人管理の諸手続きは一切請負者で行いその費用を負担する。尚、官公庁の
許認可書及び契約書等の本書又は控えの写しをまとめたものを提出すること。
- （３）工事に伴う近隣等への対策、苦情処理については一切請負人において適切に
処理解決しその費用を負担する。
- （４）本工事に伴う工事車輛については、第三者への危険を防止し周辺の交通など
適性に配置し万全を期すること。
- （５）万一第三者の生命財産に障害が生じた場合及び第三者との間に紛議が発生し
ても、請負者において処理解決し賠償の責を負うものとする。
- （６）引渡時に諸設備、諸材料についての取扱い要領書・メンテナンス要領書を
作成のうえ提出しその説明を行い建物、設備の稼働に支障のないようにする
こと。
- （７）その他各種保険・保証書・仕様承認書等監督員の指示に従って、後日検査等
に支障のないよう提出すること。

14. その他特記事項

（１）工事報告及び工事写真

本工事請負者は、工事期間中下記により報告書及び写真を係員に提出すること。

- ・全体工程表 着工前 ２部
- ・部分工程表 監督員の指示 ２部
- ・工事出来高報告 毎月末 ２部（内１部現場保管、竣工時製本提出）
- ・作業員出勤表及び資材入荷表 監督員の指示 ２部
- ・工事報告写真 監督員の指示 ２部（内１部現場保管、竣工時製本提出）
- ・その他監督員の指示する書類。

（２）竣工図等の提出

- ・竣工図及びＣＤ－Ｒ

竣工後１５日以内に製本２部及びＣＤ－Ｒ１枚を提出すること。

尚、ＣＤ－Ｒは監理者との打合せによりＤＶＤの提出でも良い。

- ・保全に関する資料

保全に関する説明書・機器取扱説明書・機器性能試験成績書・官公署届出
書類・緊急連絡先一覧表 等の書類をファイルにまとめ提出すること。

- ・竣工写真

外部全景（４００×５００程度）アルミフレーム付２部 ３カット程度

内 部 （８０×１２０程度）１０カット程度（アルバム製本）２部

- (3) 設計図書に記載のない事項でも技術常識により、当然本工事に含まれると認められるもの又は軽微な変更については、全て監督員の指示により施工するものとする。この場合において工期及び請負金額は変更をしないものとする。尚、工事施工上の問題点は全て発注者及び監理者と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 現場説明に要した設計図書は入札時に返却すること。
- (5) 工事着工にともない、製本（A2二つ折り製本2部、A3二つ折り製本3部）提出のこと。
- (6) 入札回数は、初回を除いて2回とする。
- (7) 代理人によって入札する場合は、委任状を持参すること。